

第2次鴨川市総合計画の策定について

平成 27 年 2 月

目 次

1	策定の趣旨	1
2	基本構想の位置付け	1
3	構成と期間	2
	(1) 構成	2
	(2) 期間	2
4	策定における基本的な考え方	3
5	策定体制	4
6	策定スケジュール	5
	(参考資料) 鴨川市基本構想に関する条例	6

1 策定の趣旨

本市は、平成 17 年 2 月 11 日の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、旧市町合併協議会が策定した「新市まちづくり計画」をはじめ、平成 18 年 3 月に策定した「鴨川市総合計画（第一次鴨川市基本構想）」では、「自然と歴史を活かした観光・交流都市」を合併新市の将来都市像として掲げ、これを実現するため、計画に沿った数多くの施策に取り組んできました。

一方、現下の地方自治体を取り巻く経済・社会情勢は、わが国経済が回復基調に転じたとはいうものの、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、地球レベルでの環境問題の顕在化、経済社会のグローバル化や高度情報化の一層の伸展など、時代の変遷とともに目まぐるしく変容しており、基礎自治体である市町村においては、これまで以上に多様で複雑化する住民ニーズへの的確な対応が求められています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故は、我が国における危機管理のあり方やエネルギー政策などを改めて見直す契機になるとともに、震災を尊い教訓とした安全で安心して暮らすことのできるまちづくりが求められている処です。

このような状況のなか、本市における現行の総合計画は、平成 27 年度をもってその計画期間が終了します。これまでの取り組みによる成果等を総括しながら、現下の社会情勢を踏まえた課題に的確に対応し、本市の地域特性、地域資源を最大限に活用した積極的な施策展開を図っていくため、市民の皆様との協働はもとより、産・学・民・官の連携を基調としたまちづくりの指針として、新たな「第 2 次鴨川市総合計画」（以下「新総合計画」という。）を策定するものです。

2 基本構想の位置付け

従来、議会の議決を経て定めることとされていた市町村の基本構想は、平成 23 年 8 月に施行された地方自治法の一部改正により、この策定を義務付ける規定が廃止され、法的な位置付けが無くなりました。

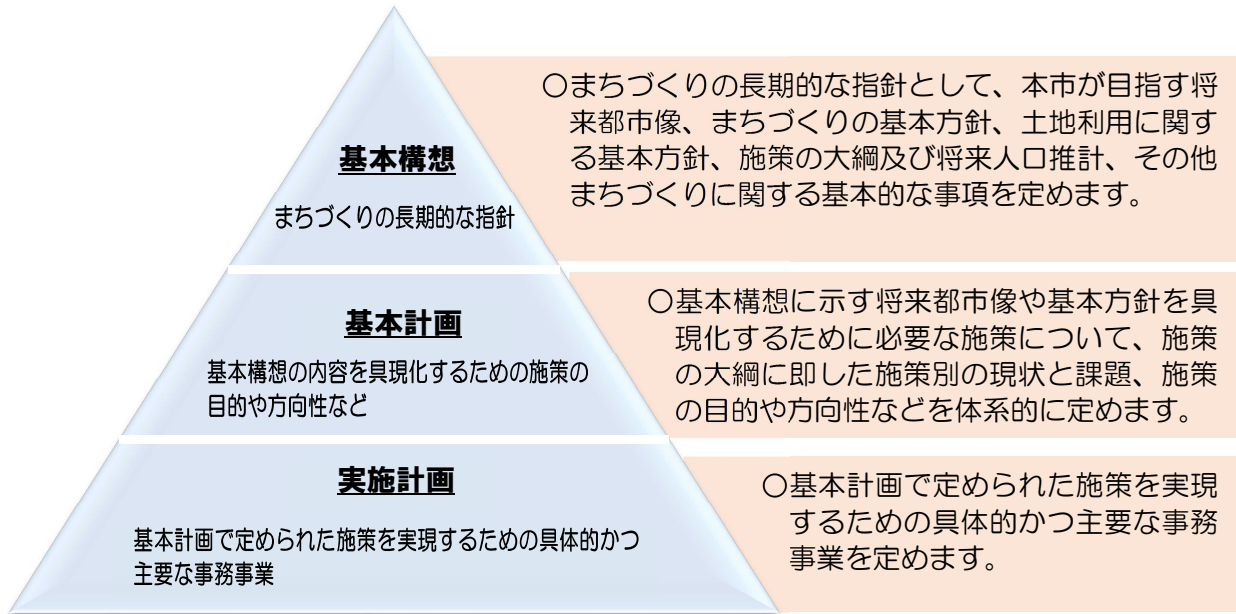
しかしながら、本市が策定しようとする新総合計画の根幹を成す基本構想は、市政の長期的ビジョンを示すものであり、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最も基本的で、すべての政策分野に亘る最上位の指針として位置付けられるものです。

そのため、新たに「鴨川市基本構想に関する条例」を制定し、基本構想の位置付けとともに、その内容や市議会の関与等の明確化を図ります。

3 構成と期間

(1) 構成

新総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。



(2) 期間

基本構想の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

基本計画は、10 年間の基本構想のうち、前半の 5 年間分と後半の 5 年間分に分けて定めるものとします。

実施計画は、基本計画に対応する 5 年間の計画を基本とするものの、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年分を前期実施計画とし、経済社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、当該計画の 2 年次目に見直しを行い、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 か年分を後期実施計画とします。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
基本構想	基本構想 平成 28 年度から平成 37 年度の 10 年間									
基本計画	第 3 次 5 か年計画 平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間					第 4 次 5 か年計画 平成 33 年度から平成 37 年度の 5 年間				
実施計画	前期実施計画 平成 28 年度から 平成 30 年度の 3 年間					前期実施計画 平成 33 年度から 平成 35 年度の 3 年間				
	2 年次目 に見直し	後期実施計画 平成 30 年度から 平成 32 年度の 3 年間				2 年次目 に見直し	後期実施計画 平成 35 年度から 平成 37 年度の 3 年間			

4 策定における基本的な考え方

新総合計画は、次の考え方に基づき戦略的な策定に努めます。

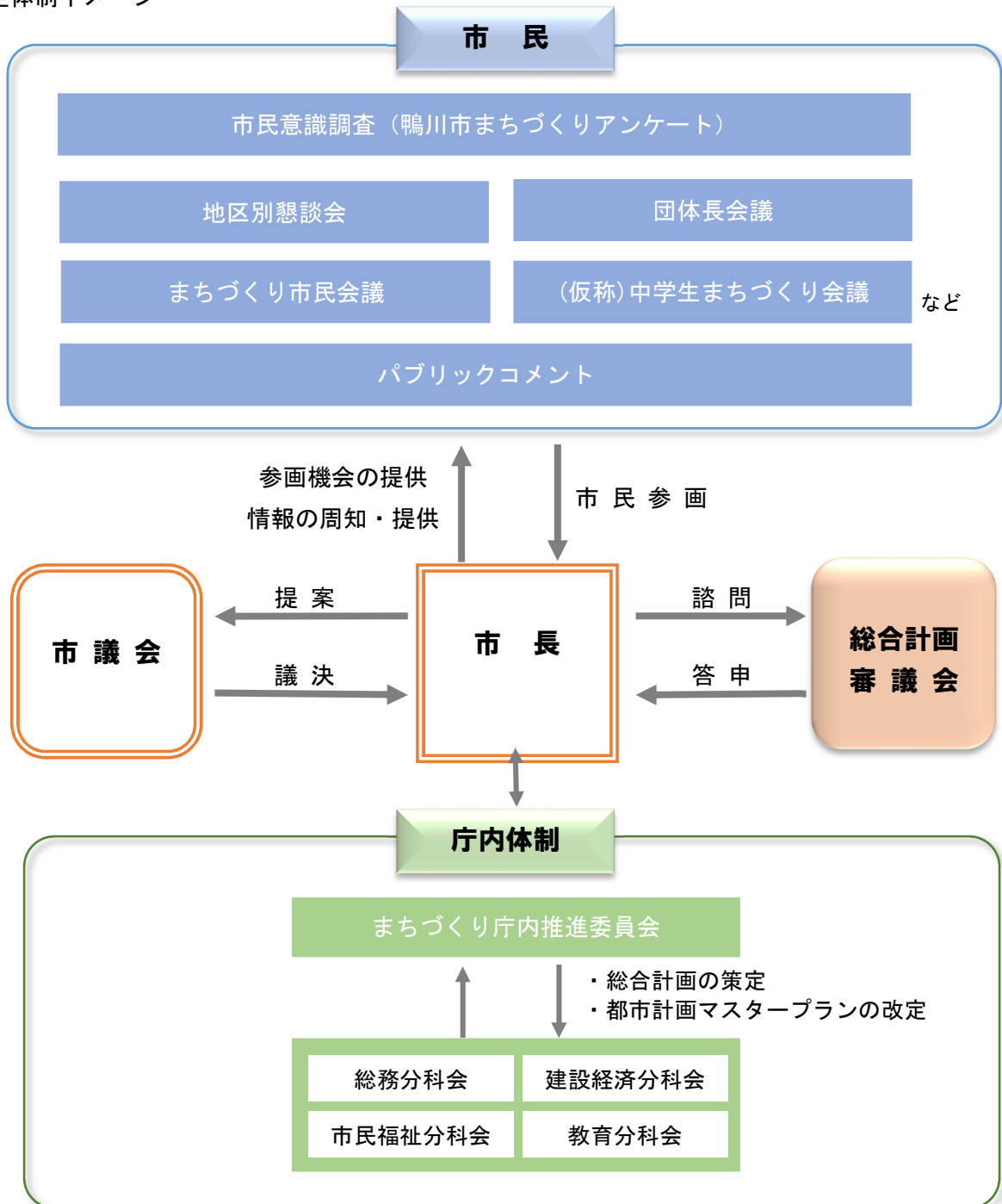
- ① 計画の策定初期段階から積極的な市民への情報提供とその共有に努めるとともに、可能な限り市民参画の機会を設けていくことにより、市全体として共有できる理想の将来都市像の描出を図り、その具現化段階における市民の皆様との更なる協働体制の構築に資する、シンボリックかつメリハリのある計画策定に努めます。
- ② 現下の主要課題はもとより、経済社会情勢の変化に伴う新たな地域課題、市民ニーズを的確に把握するとともに、特に少子高齢化や人口減少化傾向の動静を踏まえながら、これらの課題に柔軟かつ適切に対処するための計画策定に努めます。
- ③ 東日本大震災や気象変動に伴う自然災害の発生を背景とした市民の防災意識の高まりに因應するため、安全・安心なまちづくりに資する計画策定に努めます。
- ④ 本市固有の自然環境、歴史・文化財、農林漁業生産物、商工産物、観光施設、医療・福祉施設、大学施設など、これら地域資源を積極的に活用するとともに、産・学・民・官の連携を踏まえた市域の活性化や産業振興に資する計画策定に努めます。
- ⑤ 合併算定替特例の期間終了に伴う普通交付税の段階的縮減など、今後の厳しい財政状況が想定されることから、的確な財政見通しと経営的な視点に立つ選択と集中により、必要性、有効性、効果性に留意した計画策定に努めます。
市民の皆様にとって最適な施策の選択に努めるとともに、民間活力の導入を積極的に図り、簡素で効率的な行政運営と質の高い市民サービスを実現できる計画策定に努めます。
- ⑥ 国、千葉県、広域行政団体の既設の計画との整合はもとより、旧鴨川市・旧天津小湊町合併協議会が策定した「新市まちづくり計画」、本市の前期総合計画の実績とその評価を踏まえた計画策定に努めます。
また、施策の実施状況等の可視化とその共有を図るため、計画に盛り込む施策に対して数値目標や成果指標を設定するなど、より高い施策の達成度を目指します。
なお、今般の計画策定にあっては、基本構想の重要な構成要素となる「都市計画マスタープラン」の改定を併せて実施します。

5 策定体制

新総合計画の策定に当たっては、総合計画審議会をはじめ、市内の各地区、産業分野、年代層等に配慮した広範な市民参画を推進するとともに、策定過程における情報提供などにも努めながら、市民意見を十分に反映した計画の策定を目指します。

また、策定事務に携わる行政内部にあっては、計画の実現性と精度を高めるため、全庁的な推進体制の整備を図ります。

■策定体制イメージ



6 策定スケジュール

作業内容	平成25年度						平成26年度								
	H25.10	11	12	H26.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
○市民意識調査（鴨川市まちづくりアンケート）		調査実施													
○鴨川ふるさと会会員アンケート					調査実施										
○地区別懇談会											12地区開催				
○鴨川市職員アンケート											調査実施				
○団体長会議													開催		
○鴨川市ウェブアンケート（市外居住者対象）														調査実施	
作業内容	平成26年度			平成27年度											
	H27.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H28.1	2	3
○総合計画審議会		第1回	第2回		第3回	第4回		第5回	第6回		第7回			第8回	
○基本構想	基本構想骨子案										原案完成	議案提出			
○基本計画				基本計画骨子							原案完成				
○前期実施計画											計画作成				
○まちづくり市民会議	第1回	第2回	第3回		第4回	第5回	第6回								
○その他会議・パブリックコメント等						(仮称)中学生まちづくり会議					パブリックコメント	市議会議決			計画書の印刷・製本

○鴨川市基本構想に関する条例

平成 26 年 12 月 24 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、鴨川市基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事項、位置付け等について定めることを目的とする。

(基本構想の策定)

第 2 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、基本構想を策定するものとする。

(基本構想の位置付け)

第 3 条 基本構想は、まちづくりの最も基本的な指針とする。

(基本構想の内容等)

第 4 条 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

2 基本構想の期間は、10 年を基本として、当該基本構想において定めるものとする。

(基本構想の変更)

第 5 条 市は、経済社会情勢等の変化に伴い基本構想を見直す必要が生じたときは、これを変更することができる。

(市民の意見の反映)

第 6 条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、市民の参画の機会を設け、及びその意見を反映させるよう努めるものとする。

(議会の議決)

第 7 条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第 8 条 市は、基本構想の策定又は変更をしたときは、これを公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

